

ユニット型指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム足立万葉苑
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(東京都指定 第 1372110310 号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護 3～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. 居室の概要.....	1
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	5
7. 遺留金品引取.....	6
8. 個人情報の取り扱いについて.....	6
9. 緊急時の対応について.....	7
10. 苦情の受付について.....	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 射水万葉会
- (2) 法人所在地 富山県射水市朴木2 1 1 番地の1 (〒9 3 4 - 0 0 5 3)
- (3) 電話番号 0 7 6 6 - 8 2 - 8 2 8 2 FAX 0 7 6 6 - 8 2 - 8 2 8 3
- (4) 代表者氏名 理事長 矢野 善治
- (5) 設立年月日 昭和57年 9月16日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成26年6月1日指定
東京都第1372110310号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、満足いただける介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム足立万葉苑
- (4) 施設の所在地 東京都足立区六月二丁目11番20号 (〒121-0814)
- (5) 電話番号 03-5856-6695 FAX 03-3858-1700
- (6) 施設長(管理者)氏名 田代 孝一
- (7) 当施設の運営方針
ご利用者の人格を尊重し、「底なしの親切」と「よろこび」をモットーとして、「明るく楽しい」家庭的雰囲気の中、日常生活におけるリハビリテーションに力をいれてご利用者の自立、自助意識の醸成を支援します。そして、より人間らしく生きる事への援護者として、また、その推進者として質の高い福祉サービスの提供を行い地域社会における老人福祉活動の中核的役割を果たしてまいります。
- (8) 開設年月日 平成26年6月1日
- (9) 入所定員 100人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要(併設短期入所生活介護10床分を含む)

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、次のとおりです。

居室は全室個室です。施設の指定する居室以外への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況等により、ご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室ユニット型	100室	1ユニット10名(計11ユニット)
共同生活室(食事談話コーナー)	11室	各ユニットに1室
共同トイレ	33室	各ユニットに3室
浴室	14室	個浴浴槽11槽(リフト介助装置浴槽6台)
医務室	1室	1階

多目的スペース	1室	4階
---------	----	----

※上記は、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」により、必置が義務づけられている施設・設備です。

※各居室には洗面台が備え付けてあります。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算
1. 管理者（施設長）	1名
2. 生活相談員	1名以上
3. 介護支援専門員	1名以上
4. 介 護 職 員	34名以上
5. 看 護 職 員	3名以上
6. 機能訓練指導員	1名以上
7. 医師	1名（嘱託）
8. 管理栄養士	1名
9. 事務員	1名
10. 調 理 員	業務委託

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師（嘱託）	毎週木曜日 9時30分～12時00分
2. 介護職員	標準的な時間帯
	早朝： 7：00～16：00
	日勤： 8：30～17：30
	遅出：11：00～20：00
3. 看護職員	夜間：16：30～ 9：30
	日中： 8：30～17：30
4. 生活相談員	日中： 8：30～17：30
5. 介護支援専門員	日中： 8：30～17：30
6. 機能訓練指導員	日中： 8：30～17：30

〈職務内容〉

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故がある時は、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

二 生活相談員

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

三 介護支援専門員

ご利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、ご利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成し、必要に応じて変更を行います。

四 介護職員

ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。

五 看護職員

医師の診療補助及び、医師の指示を受けてご利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事します。

六 機能訓練指導員

ご利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための各種訓練を行います。

七 医師

ご利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。

八 管理栄養士

ご利用者に提供する食事の管理、ご利用者の栄養指導に従事します。

九 事務員

施設の庶務業務及び会計業務に従事します。

十 調理員

ご利用者に提供する食事の調理業務に従事します（業務委託）。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る自己負担額を除き7割～9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

種 類	内 容
① 食事	・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食： 7：30～8：30 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00
② 入浴	・入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりの場合も特殊（機械）浴槽を使用して入浴することができます。
③ 排泄	・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練	・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、残存機能を十分いかし、日常生活を通して、回復又はその減退の防止をいたします。
⑤ 健康管理	・医師や看護職員が、健康管理を行います。
⑥ その他自立への支援	・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
⑦ 洗濯	・ご利用者の衣類の洗濯

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

種 類	内 容									
① 食費	・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、 介護保険負担限度額認定証 の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当り）のご負担となります。									
② 居住費	・この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。但し、 介護保険負担限度額認定証 の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。 ※外出、外泊、入院等で居室を空けておく場合にも料金が発生します。第1～3段階の方は、6日目までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは2,100円をお支払いいただきます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>第1～3段階</th> <th>第4段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6日目以内</td> <td>認定証記載の額</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>7日目以降</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	第1～3段階	第4段階	6日目以内	認定証記載の額	2,100円	7日目以降	2,100円	2,100円
項 目	第1～3段階	第4段階								
6日目以内	認定証記載の額	2,100円								
7日目以降	2,100円	2,100円								
③ 特別な食事	・ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。この場合、要した費用をご負担していただきます。（お酒、ビール含みます）									
④ 喫茶	・ご利用者の希望による飲み物等を提供します。この場合、要した費用の実費をご負担していただきます。									
⑤ 理髪・美容	・週に1回程度、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。この場合、実費を負担していただきます。									
⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費	・日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。 ・但し、おむつ代は介護保険給付対象です。ご負担の必要はありません。									
⑦ レクリエーション、行事	・ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。行事内容により一部実費徴収する場合があります。									
⑧ その他	・上記以外の個人請求と認められるもの。									

(3) サービス利用料金

別紙料金表参照

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、利用月翌月15日に利用請求明細書を送付しますので、利用月翌月26日に指定口座より引き落としさせていただきます（休日の時は翌日、また、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座から自動引き落としがご利用できる金融機関
銀行、信用金庫、JA、郵便局

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、嘱託医が診断します。また、嘱託医の専門外の診察が必要な場合、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	診察科	所在地	電話番号
大高病院	救急科	東京都足立区島根3-17-8	03-5856-7319
綾瀬デンタルクリニック	歯科	東京都葛飾区小菅4-11-5	03-5857-3755

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が非該当又は要支援1・2、要介護1・2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を

- 定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院又は介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 遺留金品の引取

契約の介助に伴い、ご利用者が残された遺留金品の引取は、身元保証人の責任において行っていただきます。

8. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

当施設では、ご利用者及びご家族から提供されたご利用者本人及びご家族等に関する個人情報、下記の目的以外には使用いたしません。

- ご利用者に提供する介護サービス等
- 介護保険事務
- ご利用者のために行う管理運営業務（入退居等の管理、会計、事故報告、介護及び医療サービスの向上等）

(2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のために、ご利用者及びご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託して行う場合
- 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見及び助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ご家族等への心身状態や生活状況の説明
- 研修等の実習生やボランティアの受入れにおいて必要な場合
- 保険事務の委託（一部委託を含む）
- 損害賠償保険等の請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご利用者に関するお問合せへの対応

当施設では、ご利用者に関する来訪や電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応しており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては、(2)の場合を除き外部に対し情報提供はしません。

(4) 施設内での写真の掲示及び施設報等での氏名、写真の掲示

当施設では、行事等にかかる写真記録等を、ご利用者の方々の楽しみの一環として、施設内に掲示する場合する場合があります。また、ご家族、施設外の方々に施設内の様子を伝え施設への理解を深めて頂くために、施設報に氏名や写真を掲載することがあります。施設内での写真の掲示、施設報等への氏名及び写真の掲載について希望されない場合はお申し出ください。

9. 緊急時の対応について

- (1) 事故発生(発見)救急搬送の要請など、生命身体の安全を最優先に対応します。
- (2) 事故状況を速やかに区市町村、ご家族へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (3) 病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、状況について速やかにご家族へ連絡いたします。

10. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活相談員

○受付時間 毎日 8:30~17:30

(苦情は面接、電話、書面等により随時受け付けます)

TEL 03-5856-6695 FAX 03-3858-1700

また、苦情受付(意見箱)ボックスを正面玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

足立区役所介護保険課 事業者指導係	所在地	東京都足立区中央本町1-17-1
	電話番号	03-3880-5111(代表)
足立区社会福祉協議会 足立区基幹地域包括支援センター	所在地	東京都足立区梅島2-1-20NTT梅島ビル1階
	電話番号	03-5681-3373
東京都 国民健康保険団体連合会	所在地	東京都千代田区飯田橋3-5-1
	電話番号	03-6238-0177

11. 身元保証人について

- (1) 契約の締結にあたり、身元保証人をお願いすることになります。
- (2) 身元保証人は、これまでもっとも身近にいたご利用者のお世話をされていたご家族やご親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、このことは必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元保証人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、ご利用者と連帯してその責任を負うことになります。また、こればかりでなく、ご利用者が医療機関に受診や入院する場合や、当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担等を行い、さらには、当施設と協力、連携して退所後のご利用者の受け入れ先を確保する等の責任を負うことになります。
- (4) ご利用者が利用中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置物の引取についても身元保証人がその責任で行う必要があります。また、ご利用者が死亡されていない場合でも、身元保証人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元保証人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元保証人が死亡または資格を喪失した場合については、事業者は、新たな身元保証人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 5376.17 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期・介護予防入所生活介護] 定員 10名

[地域密着型通所介護] 定員 10名

[都市型軽費老人ホーム] 定員 10名

[居宅介護支援事業所]

- (4) 施設の周辺環境

足立区のほぼ中央に位置し、近隣には参拝客で賑わう大師様や由緒ある神社仏閣が点在する静かな住環境の中にあります。

2. 職員の業務内容

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護支援専門員・・・ご利用者にかかる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

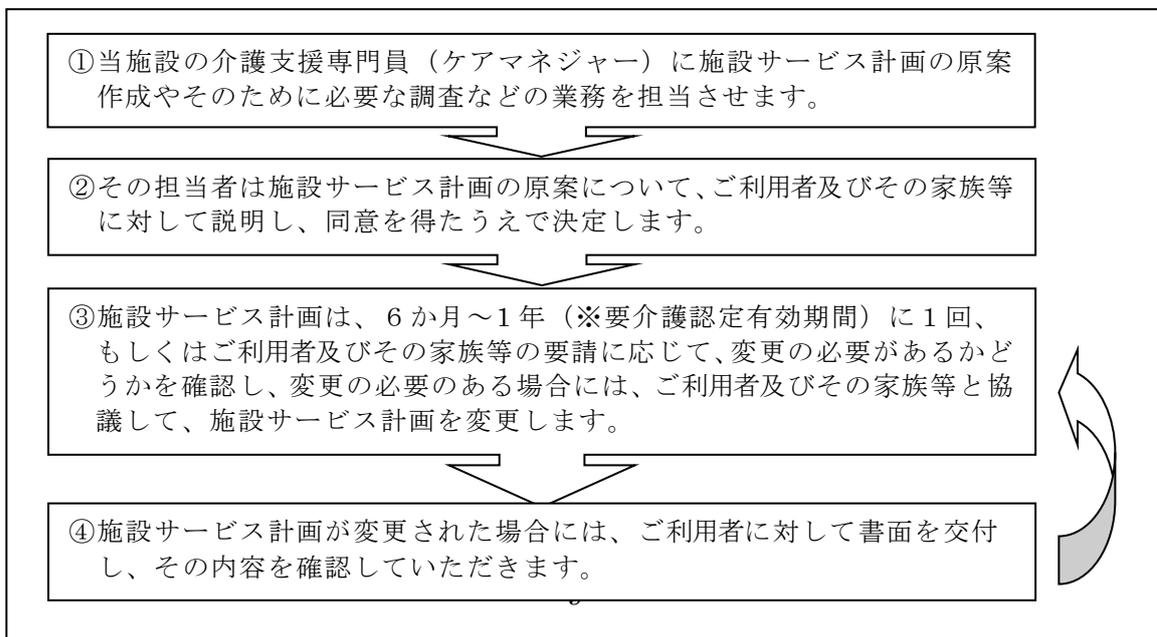
看護職員・・・主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

医師・・・ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の非常勤医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、持ち込む物について制限することがあります。(火気厳禁)

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00

※来訪者は、必ず面会簿に記載して下さい。また、差し入れ等される場合は、ご面倒でも必ず職員にご連絡ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については最長で月6日間とし、月をまたがる場合は12日間とします。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、欠食届けを提出いたします。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 足立万葉苑

説明者 職名 生活相談員

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

身元保証人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____

指定地域密着型通所介護
デイサービスセンター足立万葉苑
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(足立区 第 1372110229 号)

当事業所はご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業所経営法人	1
2. 事業所の概要	1
3. 当事業所の設備の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. 個人情報の取り扱いについて	4
7. 緊急時の対応について	5
8. 苦情の受付について	5
別紙 利用料金表	

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 射水万葉会
- (2) 法人所在地 富山県射水市朴木211番地の1 (〒934-0053)
- (3) 電話番号 0766-82-8282 FAX0766-82-8283
- (4) 代表者氏名 理事長 矢野 善治
- (5) 設立年月日 昭和57年 9月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所
平成28年4月1日指定 足立区第1372110229号
- (2) 事業所の目的 指定地域密着型通所介護事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に満足いただける通所介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 デイサービスセンター足立万葉苑
- (4) 施設の所在地 東京都足立区六月2丁目11番20号 (〒121-0814)
- (5) 電話番号 03-5851-8257 FAX 03-3858-1700
- (6) 事業所長(管理者)氏名 田代 孝一
- (7) 当事業所の運営方針
ご利用者の人格を尊重し、「底なしの親切」と「よろこび」をモットーとして、「明るく楽しい」家庭的雰囲気の中、日常の生活におけるリハビリテーションに力をいれて利用者の自立、自助意識の醸成を支援します。そして、より人間らしく生きることへの援助者として、また、その推進者として質の高い福祉サービスの提供を行ない地域社会における老人福祉活動の中核的役割を果たしていきます。
- (8) 開設年月日 平成26年6月1日
- (9) 利用定員 10名
- (10) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[介護老人福祉施設] 特別養護老人ホーム足立万葉苑
[短期入所生活介護] 特別養護老人ホーム足立万葉苑
[都市型軽費老人ホーム] ケアハウス足立万葉苑
[居宅介護支援事業所] 万葉居宅介護支援事業所
- (11) 通常の事業の実施区域 足立区全域

(12) 営業日及び営業時間

	通所介護
営業日	月～土曜日
休業日	日曜日・年末年始
受付時間	8：30分～17：30分
サービス提供時間	10：00分～16：00分

3. 当事業所の設備の概要

事務室	室 数
トイレ	2室
浴室	1室・個浴浴槽（信楽焼浴槽）
静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	配置人数
1. 管理者（施設長）	1名
2. 生活相談員	1名以上
3. 介護職員	1名以上
4. 管理栄養士	1名（兼務）
5. 事務員	1名（兼務）

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務時間
1. 生活相談員	8：30～17：30
2. 介護職員	8：30～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

種 類	内 容
①入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり状態でも特殊（機械）浴槽を使用して入浴することができます。
②排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
③機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の心身等の状況に応じて、残存機能を十分生かし、日常生活を通して、回復又はその減退を防止いたします。
④健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員が、必要に応じて健康管理を行います。
⑤送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

<サービス利用料金(1日あたり)>

(※利用料金は、**別紙料金表**を参照)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

種 類	内 容
①食 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。 料金 昼食 600円
②特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。この場合、要した費用の実費をご負担していただきます。
③喫茶	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の希望による飲み物等を提供します。この場合、要した費用の実費をご負担していただきます。
④日常生活上必要となる諸費用実費	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担していただきます（おむつ代等）
⑤レクリエーション、行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。行事により一部実費を徴収する場合があります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、の料金・費用は、1か月ごとに計算し、利用月翌月15日に利用請求明細書を送付しますので、利用翌月26日に指定口座より引き落としさせていただきます。(休日の時は翌日、また、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、農協、郵便局

(4) 利用中止、変更、追加

利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、指定地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合

取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日まで申し込みがあった場合	無 料
利用予定日の前日まで申し出がなかった場合	当日の料金の10% (自己負担相当額)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

当事業所では、契約者及びご利用者から提供されたご利用者本人及びご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用いたしません。

- ご利用者に提供する介護サービス等
- 介護保険事務
- ご利用者のために行う管理運営業務（会計、事故報告、介護及び医療サービスの向上等）

(2) 第三者への提供

当事業所では、下記の利用目的のために契約者及び入居者、ご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- 介護保険事務等の事業所業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合。
- 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合。
- ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見及び助言を求めると会議記録やケアプラン等を提供する場合。
- ご家族等への心身状態や生活状況の説明。
- 研修等の実習生やボランティアの受入れにおいて必要な場合。
- 保険事務の委託（一部委託を含む）。
- 損害賠償保険等の請求に係る保険会社等への相談又は届出等。
- 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答。
- 外部監査機関、評価機関等への情報提供。
- 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への

回答

(3) ご利用者に関するお問合せへの対応

当事業所では、ご利用者に関する来訪や電話でのお問合せに対し、慎重に対応しており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き、外部に対し情報提供は原則いたしません。

7. 緊急時の対応について

- (1) 事故発生(発見)救急搬送の要請など、生命身体の安全を最優先に対応します。
- (2) 事故状況を速やかに区市町村、家族へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (3) 病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、状況について速やかに家族へ連絡いたします。

居宅介護支援事業所	事業所名		
	連絡先		
ご利用者のご家族等	①	氏名	
		連絡先	
	②	氏名	
		連絡先	
主治医	医療機関名		
	連絡先		
区市町村	区市町村名		

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活相談員

○受付時間 毎日 8:30~17:30

(苦情は面接、電話、書面等により随時受け付けます)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

足立区介護保険課 事業者指導係	所在地 電話番号	東京都足立区中央本町1-17-1 03-3880-5746
足立区基幹地域包括支援 センター	所在地 電話番号	東京都足立区梅島2-1-20 1階 03-6807-2460

東京都 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	東京都千代田区飯田橋3-5-1 03-6238-0177
東京都福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号	東京都千代田区神田駿河台1-8 03-5283-7020

9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 5533.87 m²

(3) 併設事業

当事業所では、次の事業を平成して実施しています。

[介護老人福祉施設] 特別養護老人ホーム足立万葉苑

[短期・介護予防入所生活介護] 特別養護老人ホーム足立万葉苑

[都市型ケアハウス] ケアハウス足立万葉苑

[居宅介護支援事業] 万葉居宅介護支援事業所

(4) 施設の周辺環境

足立区のほぼ中央に位置し、近隣には参拝客で賑わう大師様や由緒ある神社仏閣が点在する静かな住環境の中にあります。

2. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。</p> <p>② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。</p> <p>③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>④ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。</p> <p>⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3. 事業所利用の留意点

当事業所のご利用にあたっては、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、持ち込む物に制限することがあります。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- 共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められ

る場合には、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 損害倍書について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者はすみやかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の3日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に、このような事項に該当するにいたった場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が死亡した場合。② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合。③ 事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。⑥ ご利用者からの解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）。⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には即時に解約・解除することができます。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。② ご利用者が入院された場合。③ ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの解約の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者により、サービス利用金の支払いが90日以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

ユニット型指定短期入所生活介護
特別養護老人ホーム足立万葉苑
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(東京都指定 第1372110237号)

当事業所はご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業所経営法人	1
2. 事業所の概要	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 個人情報の取り扱いについて	5
7. 緊急時の対応について	6
8. 苦情の受付について	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 射水万葉会
- (2) 法人所在地 富山県射水市朴木211番地の1 (〒934-0053)
- (3) 電話番号 0766-82-8282 FAX0766-82-8283
- (4) 代表者氏名 理事長 矢野 善治
- (5) 設立年月日 昭和57年 9月16日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 ユニット型指定短期入所生活介護事業所
平成26年6月1日指定 東京都第1372110237号
- (2) 施設の目的 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に満足いただける短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム足立万葉苑
- (4) 事業所の所在地 東京都足立区六月2丁目11番20号 (〒121-0814)
- (5) 電話番号 03-5856-6695 FAX 03-3858-1700
- (6) 事業所長(管理者)氏名 田代 孝一
- (7) 事業所の運営方針
ご利用者の人格を尊重し、「底なしの親切」と「よろこび」をモットーとし、「明るく楽しい」家庭的雰囲気の中で、日常の生活におけるリハビリテーションに力をいれてご利用者の自立、自助意識の醸成を支援します。そして、より人間らしく生きることへの援護者として、また、その推進者として質の高い福祉サービスの提供を行い、地域社会における老人福祉活動の中核的役割を果たしてまいります。
- (8) 開設年月日 平成26年6月1日
- (9) 入所定員 10人(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を含む)
- (10) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[介護老人福祉施設] 特別養護老人ホーム足立万葉苑
[地域密着型通所介護] デイサービスセンター足立万葉苑
[都市型軽費老人ホーム] ケアハウス足立万葉苑
[居宅介護支援事業] 万葉居宅介護支援事業所
- (11) 通常の事業の実施区域 足立区全域
- (12) 営業日及び営業時間

	短期入所生活介護
営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:30
サービス提供時間帯	24時間

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

ご利用される居室は次のとおりです。

居室は全室個室です(併設する特別養護老人ホームの空き居室を使用する場合があります)。

居室・設備の種類	室数	備考
個室ユニット型	10室	1ユニット10名
共同生活室(食事兼談話スペース)	1室	
共同トイレ	3室	
浴室	2室	個浴浴槽1槽、特殊浴槽1台
医務室	1室	1階
多目的スペース	1室	4階

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設及びユニット型短期入所生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

※各居室には、洗面台が備え付けてあります。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算
施設長(管理者)	1名(兼)
生活相談員	1名(兼)
介護職員	5名
看護職員	1名(兼)
機能訓練指導員	1名(兼)
医師(嘱託)	1名(兼)
管理栄養士	1名(兼)
事務員	1名(兼)
調理員	(業務委託)

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
医 師 (嘱託)	毎週木 9 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
介 護 職 員	早 朝 : 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 日 勤 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 出 : 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 夜 間 : 1 6 : 3 0 ~ 9 : 3 0
看 護 職 員	日 勤 : 8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 3 0 分
生 活 相 談 員	日 中 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
機 能 訓 練 指 導 員	日 中 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
生 活 相 談 員	日 勤 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事にかかる自己負担額を除き7割から9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食 : 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 昼食 : 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 夕食 : 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 入浴又は清拭を週2回行います。 寝たきりでも特殊(機械)浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員によりご利用者の心身等の状況に応じて、残存機能を十分生かし、日常生活を通して回復又はその減退を防止いたします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 医師や看護職員が、健康管理を行います。

その他自立へ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
洗濯	ご利用者の衣類の洗濯を行います。

(2) 介護給付サービス料金は、別紙料金表をご参照下さい。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

種類	内容
食費	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。 ・実費相当額の範囲内にて負担して頂きます。 ・但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当り）のご負担となります。 <p>料金 朝食400円 昼食600円 夕食500円</p>
居住費 (滞在費)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。
特別な食事	ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。この場合、要した費用の実費をご負担していただきます。（お酒、ビール含みます。）
喫茶	ご利用者の希望による飲み物等を提供します。この場合実費をご負担していただきます。
理髪・美容	週に1階程度、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。この場合、実費をご負担していただきます。
日常生活上必要となる諸費用実費	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。 ・但し、おむつ代は介護保険給付対象です。ご負担の必要はありません。
レクリエーション、行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。 ・行事により一部実費徴収する場合があります。
その他	・上記以外の個人請求と認められるもの

(4) 介護保険の給付対象とならないサービスの料金は別紙料金表を参照下さい。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、サービス提供終了の都度計算し、利用月翌月15

日に、利用請求明細書を送付しますので、利用月翌月 26 日に指定口座より引き落としさせていただきます。(休日の時は翌営業日とします)。

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、農協、郵便局

他の支払い方法として、サービス提供終了の都度、現金または振込による支払いも可能です。

(6) 利用中止、変更、追加

利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、ユニット型短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(7) 入所中の医療の提供について

サービス利用中にご利用者が医療を必要とする場合は、ご家族付き添いのもと、ご利用者の主治医（かかりつけ医）の診察を受けて頂く事が基本となりますが、ご利用者及び家族の希望により、下記協力医療機関の診察や入院治療を受けることもできます（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません）。

なお、ご利用者の容態によっては止むを得ず退所していただく事もありますのでご了承下さい。

①協力医療機関

医療機関の名称	診察科	所在地	電話番号
大高病院	救急科	東京都足立区島根 3-17-8	03-5856-7319

6. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

当事業所では、ご利用者及びご家族から提供されたご利用者本人及びご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用いたしません。

- ご利用者に提供する介護サービス等
- 介護保険事務
- ご利用者のために行う管理運営業務（入退居等の管理、会計、事故報告、介護及び医療

サービスの向上等)

(2) 第三者への提供

当事業所では、下記の利用目的のためにご利用者及びご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- 介護保険事務等の施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見及び助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ご家族等への心身状態や生活状況の説明
- 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- 保険事務の委託（一部委託を含む）
- 損害賠償保険等の請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- 保険者等行政機関や、他の関係機関からの照会への回答
- 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご利用者に関するお問合せへの対応

当事業所では、ご利用者に関する来訪や電話でのお問合せに対し、慎重に対応しており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（2）の場合を除き、外部に対して情報提供はいたしません。

(4) 事業所内での写真の掲示及び施設報等での氏名、写真の掲示

当事業所では、行事等にかかる写真記録等を、ご利用者の方々の楽しみの一環として、施設内に掲示する場合があります。また、ご家族、施設外の方々に事業所内の様子を伝え施設への理解を深めていただくために、施設報に氏名や写真を掲載することがあります。事業所内での写真の掲示、施設報等への氏名及び写真の掲載について希望されない場合はお申し出下さい。

7. 緊急時の対応について

- (1) 事故発生（発見）救急搬送の要請等、生命身体の安全を最優先に対応します。
- (2) 事故状況を速やかに区市町村、ご家族へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (3) 病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、状況について速やかにご家族へ連絡いたします。

8. 身元保証人について

- (1) 契約の締結に当たり、身元保証人をお願いすることになります。

- (2) 身元保証人には、これまでもっとも身近にいたご利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、このことは必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元保証人には、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、ご利用者と連帯してその責任を負うこととなります。また、こればかりでなく、ご利用者が医療機関に受診や入院する場合や、当事業所から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担等を行い、さらには、当事業所と協力、連携して退所後のご利用者の受入れ先を確保する等の責任を負うこととなります。
- (4) ご利用者が利用中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置物の引き取りについても身元保証人がその責任で行う必要があります。また、ご利用者が死亡されていない場合でも、契約が終了した後、当施設にある残置物をご利用者自身が引き取れない場合には、身元保証人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元保証人が死亡または資格を喪失した場合については、事業者は、新たな身元保証人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員

○受付時間 毎日 8：30～17：30

（苦情は面接、電話、書面により随時受け付けています）

TEL 03-5856-6695 FAX 03-3858-1700

(2) 行政機関その他苦情受付機関

足立区役所 介護保険課事業者指導係	所在地 東京都足立区中央本町1-17-1 電話番号 03-3880-5111（代表）
足立区社会福祉協議会 足立区基幹地域包括支援センター	所在地 東京都足立区梅島2-1-20NTT梅島ビル1階 電話番号 03-5681-3373
東京都 国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話番号 03-6238-0177

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 5367.17 m²
- (3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] 定員 100名

[短期入所生活介護] 定員 10名

介護予防短期入所生活介護と一体的に事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が当該定員を超えない範囲で実施します。

[地域密着型通所介護] 定員 10名

[都市型軽費老人ホーム] 定員 10名

[居宅介護支援事業所]

- (4) 施設の周辺環境

足立区のほぼ中央に位置し、近隣には参拝客で賑わう大師様や由緒ある神社仏閣が点在する静かな住環境の中にあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

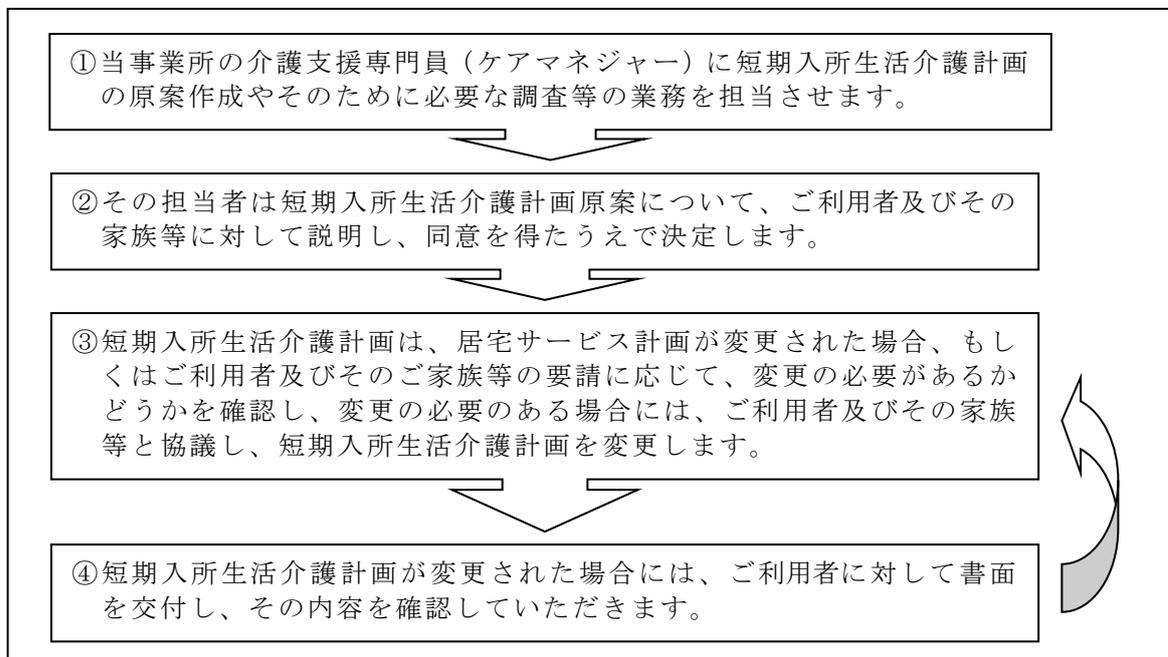
介護支援専門員・・・ご利用者にかかる短期入所生活介護計画を作成します。

看護職員・・・主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

医師・・・ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の非常勤医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する短期入所生活介護計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご利用者の同意を得ます。

5. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、持ち込む物に制限することがあります。

(2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の3日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような自由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が死亡した場合② 要介護認定により自立（非該当）と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご利用者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には即時に解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の居宅サービス計画が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが90日以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了の伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

居宅介護支援事業所

万葉居宅介護支援事業所

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(東京都指定 第1372112282号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。

事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

目 次

1	事業者	1
2	事業所の概要	1
3	職員の配置状況	2
4	提供するサービスと利用料金	2
5	サービスの利用に関する留意事項	4
6	苦情の受付について	5
7	緊急時の対応について	5
8	利用者及び利用者家族の個人情報の提供について	5
9	サービス割合の説明	6
10	その他	6
11	個人情報の使用に係る同意書	8
12	重要事項説明書別紙	9

社会福祉法人 射水万葉会

1. 事業者

法人名 社会福祉法人 射水万葉会
住所 富山県射水市朴木211番地の1 (〒934-0053)
電話 (0766)82-8282 FAX(0766)82-8283
代表者 理事長 矢野 善治
設立年月日 昭和57年9月16日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定居宅介護支援事業所
平成30年4月1日指定 東京都1372112282号
- (2) 事業所の目的

利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力を生かし、自立した生活を営むことができるように必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づきサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整、その他必要な便宜を提供します。

- (3) 事業所の名称 万葉居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 東京都足立区六月2丁目11番20号
- (5) 電話 (03)5856-4377 FAX(03)5856-4378
- (6) 管理者 松橋 知彦
- (7) 当事業所の運営方針

介護保険事業以外のサービスも組み合わせ、利用者が安心して地域で生活できるよう支援いたします。

- (8) 当事業所が行っている他の業務
次の事業もあわせて実施しています。

サービスの種類

- 介護老人福祉施設 (定員100名)
短期入所生活介護 (定員10名)
地域密着型通所介護 (1日あたり定員10名)
都市型ケアハウス (定員 10名)

- (9) 通常の事業の実施地域

足立区

- (10) 営業日及び営業時間

営業日 毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日も営業していますが、12月30日から1月3日までの年末年始は休みます。但し、休曜日であっても他の者が変わって相談業務を行います。

営業時間 午前8時30分から午後17時30分。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(職員の配置状況)

職種	常勤換算	指定基準
事業管理者	1名（介護支援専門員が兼務）	1名
介護支援専門員	1名（管理者が兼務）	35対1名

担当の介護支援専門員には常時連絡できる体制を整えています。

〈連絡の流れ〉

- ① 利用者から万葉居宅介護支援事業所に連絡をしてください。
- ② 対応した職員が、相談の内容を確認いたします。
内容が対応した職員で解決できるものであれば、伝達事項として聞き取りします。
- ③ 対応した職員では対応困難と判断した場合は、担当の介護支援専門員の自宅、又は携帯電話に速やかに連絡し、相談の内容を伝えます。
- ④ 連絡を受けた担当介護支援専門員は、利用者宅に連絡を入れ、相談内容を確認します。内容によっては、訪問することもあります。

4. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

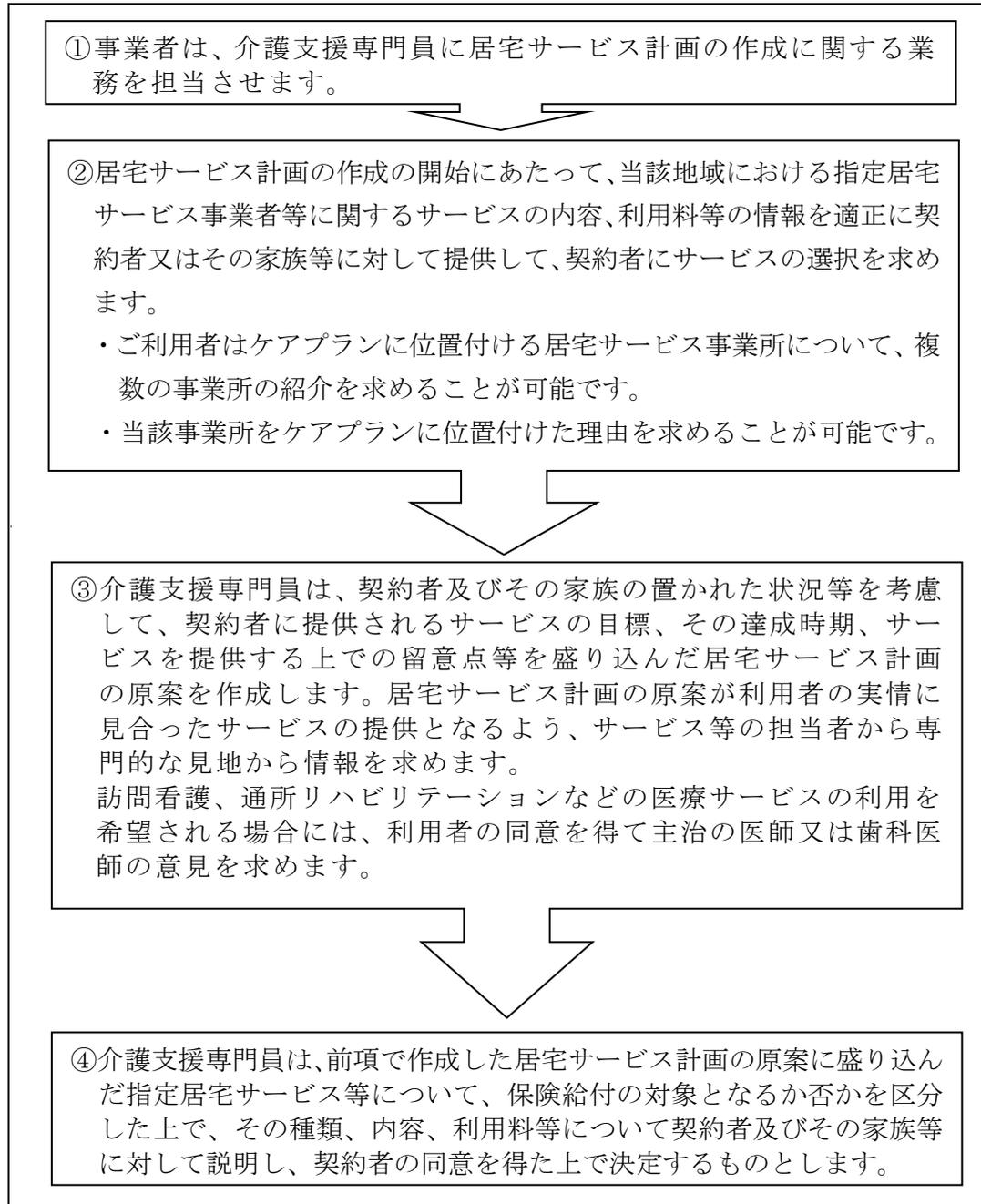
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～5条にかかる説明）

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

ご契約者のご家庭に訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、公正中立に総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画後の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画

の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤予防給付対応者へのケアプランの作成

要介護認定の結果、予防給付対象者となった場合に継続して予防プランを希望される方は、当該担当地区地域包括支援センターへの紹介を致します。

<サービス利用料金>

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は〔重要事項説明書別紙〕の通りです。なお、担当者の変更や介護保険制度改正に伴う料金の変更があった場合には、別紙を差し替えさせていただきます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 医療との連携

① 医療と介護の連携の観点から、入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するようにしてください（介護支援専門員の連絡先などを、介護保険証や健康保険証、お薬手帳と合わせて保管するように努めて下さい）。

② 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報を得た場合であって、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師（以下、「主治の医師等」という。）の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについては、主治の医師等に情報提供し助言を求めることがあります。

6. 苦情の受付について（契約書第 14 条にかかる説明）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 松橋 知彦

○受付時間 8：30～17：30

（苦情は面接、電話、書面等により随時受け付けます。）

Tel (03)5856-4377 Fax(03)5856-4378

（2）行政機関その他苦情受付機関

足立区介護保険課事業者指導係	所在地 東京都足立区中央本町1-17-1 電 話 03-3880-5111（代）
足立区基幹地域包括支援センター	所在地 東京都足立区梅島2-1-20 電 話 03-6807-2460
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談窓口	所在地 東京都足立区中央本町1-17-1 電 話 03-6238-0177

7. 緊急時の対応について

- （1）①事故発生（発見）緊急搬送の要請など、生命身体の安全を最優先に対応します。
②その時点で明らかになっている範囲の事故状況を速やかに家族、市区町村保険者へ連絡いたします。
③病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- （2）事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償するものとします。

8. 利用者及び利用者家族の個人情報の提供について

個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

一部又は全部を制限する事ができます。但し、全部を制限した場合は居宅支援を提供できない場合があります。

個人情報の制限する内容（利用者及び利用者家族の記入欄）

9. サービス割合の説明

提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業所等に不当に偏することなく公正中立に行なわなければならないことを踏まえ、前6ヶ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下訪問介護等）がそれぞれ位置付けされた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヶ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき説明致します。

10. その他

- ① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者などを紹介するよう担当の介護支援専門員に求めることができます。この求めに介護支援専門員は拒むことができないものとします。
- ② 利用者は担当の介護支援専門員に、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。この求めに介護支援専門員は拒むことができないものとします。
- ③ 特定の指定居宅サービス事業者を利用することを、利用者の意思に反して居宅サービス計画に位置づけるようなことはありません（例えば、集合住宅にお住まいの方の場合、同一敷地の指定居宅サービス事業者を利用することを、選択の機会を得ることなく、居宅サービス計画に位置づけることはしません）。
- ④ 現在、第三者評価の受審はしていません。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 射水市朴木 2 1 1 番地の 1
社会福祉法人 射水万葉会

説明者 万葉居宅介護支援事業所
介護支援専門員

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から万葉居宅介護支援事業所の重要事項説明書及び重要事項説明書別紙について、説明を受け同意いたしました。

利用者（契約者）

住所

氏名 _____ 印

電話

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

利用者（契約者）の家族等署名代理人

住所

氏名 _____ 印

電話

続柄

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）および代理人（ ）は、社会福祉法人 射水万葉会・万葉居宅介護支援事業所が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、本人より請求があれば開示する。

令和 年 月 日

本人 住所.....
(利用者)

氏名.....印

代理人 住所.....

氏名.....印

続柄(利用者との関係).....

家族の代表 住所.....

氏名.....印

続柄(利用者との関係).....

[重要事項説明書別紙]

1. 担当介護支援専門員

氏名 _____ 連絡先 03-5856-4377

2. 料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。支援事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日各市区町村窓口提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

①	要介護1・2	13,380円
②	要介護3・4・5	16,085円
③	初回加算	3,420円
④	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,850円
⑤	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,280円
⑥	退院・退所加算（Ⅰ）イ	5,130円
⑦	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,840円
⑧	退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,840円
⑨	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,550円
⑩	退院・退所加算（Ⅲ）	10,260円

- ① 要介護1又は要介護2の所定単位数を算定します。
- ② 要介護3、要介護4又は要介護5の所定単位数を算定します。
- ③ 初回加算は当事業所が、新規に利用者に対し居宅介護支援を行った場合又は利用者の要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し、居宅介護支援を行った場合に加算するものとします。
- ④ 入院時連携加算（Ⅰ）は、利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に加算するものとします。
- ⑤ 入院時連携加算（Ⅱ）は、利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に加算する

ものとしてします。

- ⑥ 退院・退所加算（Ⅰ）イは、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合に加算するものとしてします。
- ⑦ 退院・退所加算（Ⅰ）ロは、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合に加算するものとしてします。
- ⑧ 退院・退所加算（Ⅱ）イは、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合に加算するものとしてします。
- ⑨ 退院・退所加算（Ⅱ）ロは、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、内一回以上はカンファレンスにより情報の提供を受けている場合に加算するものとしてします。
- ⑩ 退院・退所加算（Ⅲ）は、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、内一回以上はカンファレンスにより情報の提供を受けている場合に加算するものとしてします。

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業の実施地域を超えてから一キロ毎に15円ご負担頂きます。

（３）利用料金のお支払方法

前記（１）のご利用料金は、原則としてご利用者のご負担はありませんが、ご負担がある場合は、（２）の料金・費用と合わせて1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

- ① 利用者の口座より引き落とし致します。
- ② 窓口での現金払いも受け付けます。

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホーム足立万葉苑
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(東京都指定 第1372110237号)

当事業所はご利用者に対してユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業所経営法人	1
2. 事業所の概要	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 個人情報の取り扱いについて	5
7. 緊急時の対応について	6
8. 苦情の受付について	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 射水万葉会
- (2) 法人所在地 富山県射水市朴木211番地の1 (〒934-0053)
- (3) 電話番号 0766-82-8282 FAX0766-82-8283
- (4) 代表者氏名 理事長 矢野 善治
- (5) 設立年月日 昭和57年 9月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成26年6月1日指定 東京都第1372110237号
- (2) 事業所の目的 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者とその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、要介護状態への移行を予防することを目的として、ご利用者に満足いただける介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム足立万葉苑
- (4) 事業所の所在地 東京都足立区六月2丁目11番20号 (〒121-0814)
- (5) 電話番号 03-5856-6695 FAX 03-3858-1700
- (6) 事業所長(管理者)氏名 田代 孝一
- (7) 事業所の運営方針
ご利用者の人格を尊重し、「底なしの親切」と「よろこび」をモットーとし、「明るく楽しい」家庭的雰囲気の中で、日常の生活におけるリハビリテーションに力をいれてご利用者の自立、自助意識の醸成を支援します。そして、より人間らしく生きることへの援護者として、また、その推進者として質の高い福祉サービスの提供を行い、地域社会における老人福祉活動の中核的役割を果たしていきます。
- (8) 開設年月日 平成26年6月1日
- (9) 入所定員 10人(ユニット型指定短期入所生活介護を含む)
- (10) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[介護老人福祉施設] 特別養護老人ホーム足立万葉苑
[地域密着型通所介護] デイサービスセンター足立万葉苑
[都市型軽費老人ホーム] ケアハウス足立万葉苑
[居宅介護支援事業] 万葉居宅介護支援事業所
- (11) 通常の事業の実施区域 足立区全域

(12) 営業日及び営業時間

	介護予防短期入所生活介護
営業日	年中無休
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間帯	24時間

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

ご利用される居室は次のとおりです。

居室は全室個室です(併設する特別養護老人ホームの空き居室を使用する場合があります)。

居室・設備の種類	室数	備考
個室ユニット型	10室	1ユニット10名
共同生活室(食事兼談話スペース)	1室	
共同トイレ	3室	
浴室	2室	個浴浴槽1槽、特殊浴槽1台
医務室	1室	1階
多目的スペース	1室	4階

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設及びユニット型介護予防短期入所生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

※各居室には、洗面台が備え付けてあります。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算
施設長(管理者)	1名(兼)
生活相談員	1名(兼)
介護職員	5名
看護職員	1名(兼)
機能訓練指導員	1名(兼)
医師(嘱託)	1名(兼)
管理栄養士	1名(兼)
事務員	1名(兼)
調理員	(業務委託)

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
医 師 (嘱託)	毎週木 9:30～12:00
介 護 職 員	早 朝: 7:00～16:00 日 勤: 8:30～17:30 遅 出: 11:00～20:00 夜 間: 16:30～ 9:30
看 護 職 員	日 勤: 8時30分～17時30分
生 活 相 談 員	日中: 8:30～17:30
機能訓練指導員	日中: 8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事にかかる自己負担額を除き7割から9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食: 7:30～ 8:30 昼食: 12:00～13:00 夕食: 18:00～19:00
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 入浴又は清拭を週2回行います。 寝たきりでも特殊(機械)浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、残存機能を十分生かし、日常生活を通して、回復又はその減退を防止につとめます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立へ支援	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
洗 濯	ご利用者の衣類の洗濯を行います。

(2) 介護給付サービス料金は、別紙料金表をご参照下さい。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

種類	内容
食費	<ul style="list-style-type: none">・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。・実費相当額の範囲内にて負担して頂きます。・ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当り）のご負担となります。 料金 朝食400円 昼食600円 夕食500円
居住費 (滞在費)	<ul style="list-style-type: none">・事業所及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。
特別な食事	ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。この場合、要した費用の実費をご負担していただきます。（お酒、ビール含みます。）
喫茶	ご利用者の希望による飲み物等を提供します。この場合実費をご負担していただきます。
理髪・美容	週に1回程度、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。この場合、実費をご負担していただきます。
日常生活上必要となる諸費用実費	<ul style="list-style-type: none">・日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。・ただし、おむつ代は介護保険給付対象です。ご負担の必要はありません。
レクリエーション、行事	<ul style="list-style-type: none">・ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。・行事により一部実費徴収する場合があります。
その他	<ul style="list-style-type: none">・上記以外の個人請求と認められるもの

(4) 介護保険の給付対象とならないサービスの料金は別紙料金表を参照下さい。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、サービス提供終了の都度計算し、利用翌月15日に利用請求明細書を送付しますので、利用月翌月26日に指定口座より引き落としさせていただきます。（休日の時は翌営業日とします）。

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、農協、郵便局

他の支払い方法として、サービス提供終了の都度、現金または振込による支払いも可能です。

(6) 利用中止、変更、追加

利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、ユニット型介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、

取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日まで申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日まで申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(7) 入所中の医療の提供について

サービス利用中にご利用者が医療を必要とする場合は、ご家族付き添いのもと、ご利用者の主治医（かかりつけ医）の診察を受けて頂く事が基本となりますが、ご利用者及びご家族の希望により、下記協力医療機関の診察や入院治療を受けることもできます（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません）。

なお、ご利用者の容態によっては止むを得ず退所していただく事もありますのでご了承下さい。

①協力医療機関

医療機関の名称	診察科	所在地	電話番号
大高病院	救急科	東京都足立区島根3-17-8	03-5856-7319

6. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

当事業所では、ご利用者及びご家族から提供されたご利用者本人及びご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用いたしません。

- ご利用者に提供する介護サービス等
- 介護保険事務
- ご利用者のために行う管理運営業務（入退居等の管理、会計、事故報告、介護及び医療サービスの向上等）

(2) 第三者への提供

当事業所では、下記の利用目的のためにご利用者及びご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- 介護保険事務等の施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見及び助言を求めめるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ご家族等への心身状態や生活状況の説明

- 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- 保険事務の委託（一部委託を含む）
- 損害賠償保険等の請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- 保険者等行政機関や、他の関係機関からの照会への回答
- 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

（３）ご利用者に関するお問合せへの対応

当事業所では、ご利用者に関する来訪や電話でのお問合せに対し、慎重に対応しており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（２）の場合を除き、外部に対して情報提供はいたしません。

（４）事業所内での写真の掲示及び施設報等での氏名、写真の掲示

当事業所では、行事等にかかる写真記録等を、ご利用者の方々の楽しみの一環として、施設内に掲示する場合があります。また、ご家族、施設外の方々に事業所内の様子を伝え施設への理解を深めていただくために、施設報に氏名や写真を掲載することがあります。事業所内での写真の掲示、施設報等への氏名及び写真の掲載について希望されない場合はお申し出下さい。

7. 緊急時の対応について

- （１）事故発生（発見）救急搬送の要請等、生命身体の安全を最優先に対応します。
- （２）事故状況を速やかに区市町村、ご家族へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- （３）病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、状況について速やかにご家族へ連絡いたします。

8. 身元保証人について

- （１）契約の締結に当たり、身元保証人をお願いすることになります。
- （２）身元保証人には、これまでもっとも身近にいたご利用者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、このことは必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- （３）身元保証人には、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、ご利用者と連帯してその責任を負うことになります。また、こればかりでなく、ご利用者が医療機関に受診や入院する場合や、当事業所から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担等を行い、さらには、当事業所と協力、連携して退所後のご利用者の受入れ先を確保する等の責任を負うことになります。
- （４）ご利用者が利用中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置物の引き取りについても身元保証人がその責任で行う必要があります。また、ご利用者が死亡されていない場合でも、契約が終了した後、当施設にある残置物をご利用者自身が引き取れない場合には、

身元保証人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。

- (5) 身元保証人が死亡または資格を喪失した場合については、事業者は、新たな身元保証人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員

- 受付時間 毎日 8：30～17：30

（苦情は面接、電話、書面により随時受け付けています）

TEL 03-5856-6695 FAX 03-3858-1700

(2) 行政機関その他苦情受付機関

足立区役所 介護保険課事業者指導係	所在地 東京都足立区中央本町1-17-1 電話番号 03-3880-5111（代表）
足立区社会福祉協議会 足立区基幹地域包括支援センター	所在地 東京都足立区梅島2-1-20NTT梅島ビル1階 電話番号 03-5681-3373
東京都 国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話番号 03-6238-0177

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 5367.17 m²
- (3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] 定員 100名

[短期入所生活介護] 定員 10名

短期入所生活介護と一体的に事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が当該定員を超えない範囲で実施します。

[地域密着型通所介護] 定員 10名

[都市型軽費老人ホーム] 定員 10名

[居宅介護支援事業所]

(4) 施設の周辺環境

足立区のほぼ中央に位置し、近隣には参拝客で賑わう大師様や由緒ある神社仏閣が点在する静かな住環境の中にあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護支援専門員・・・ご利用者にかかる介護予防短期入所生活介護計画を作成します。

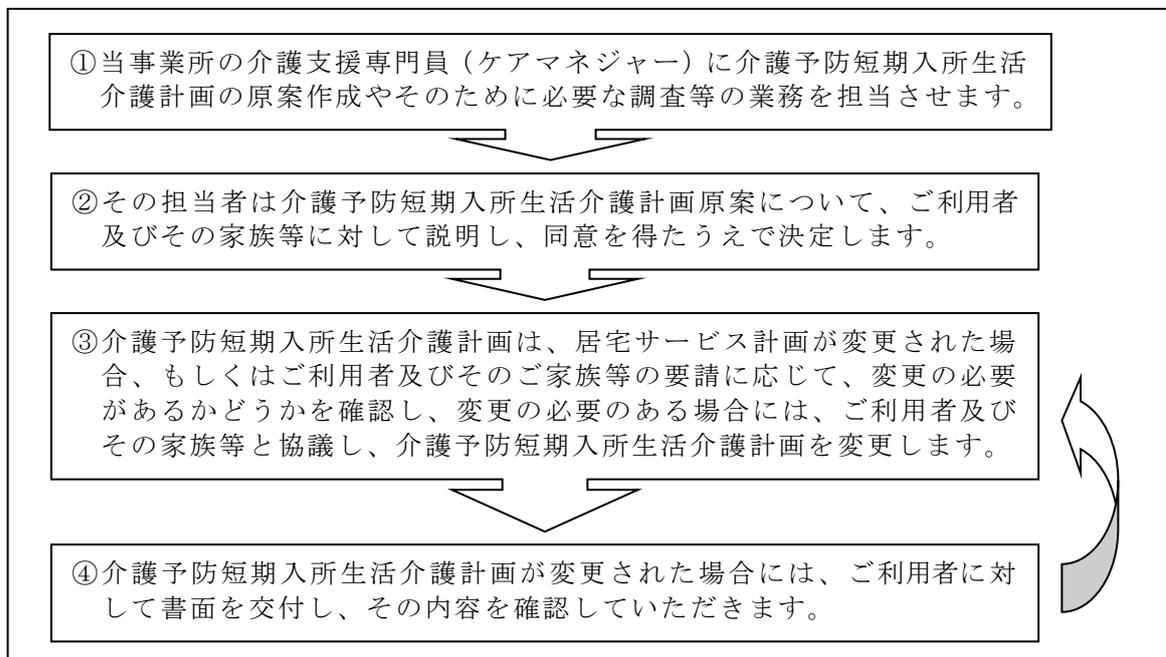
看護職員・・・主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

医師・・・ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の非常勤医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する介護予防短期入所生活介護計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご利用者の同意を得ます。

5. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、持ち込む物に制限することがあります。

(2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の3日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような自由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が死亡した場合② 要介護認定により自立（非該当）と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご利用者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の居宅サービス計画が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが90日以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了の伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

